

害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げることについて、現在準備段階として講師の選定等体制整備を図っている。

公共職業安定所において、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた方に対しては、引き続き求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。

公共職業安定所職員に対する研修において犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げることについては、平成18年度独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施する、公共職業安定所長研修、公共職業安定所課長・統括職業指導官研修及び職業安定行政職員上級研修で、犯罪被害者等への理解に資するテーマ（犯罪被害者等の置かれている状況等）を取り上げており、引き続き実施する。

## (2) 個別労働紛争解決制度の活用等

都道府県労働局において、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、以下の個別労働紛争解決制度を実施しており、引き続き制度の周知、適正な運用に努めている。

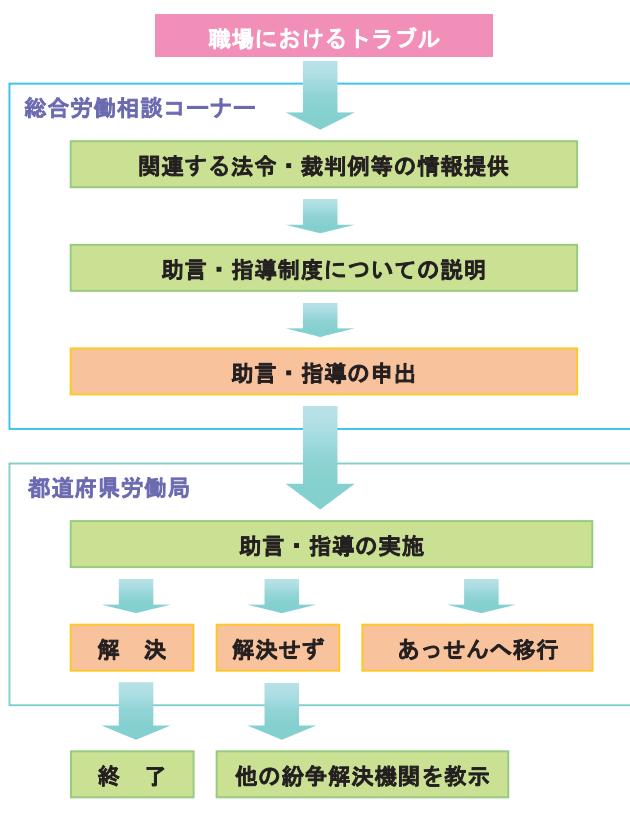
### ① 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

全国約300か所に設置された総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応し、情報提供、相談を行うワンストップサービスを実施。

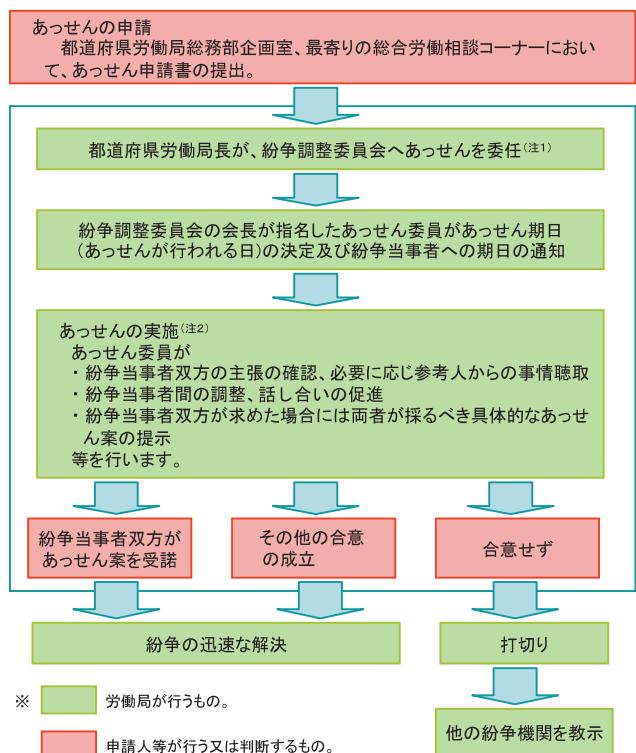
### ② 都道府県労働局長による助言・指導

民事上の個別労働関係紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対

都道府県労働局による・助言指導の手続の流れ



紛争調整委員会によるあっせん手続の流れ



(注1) 必要に応じて申請者から事情聴取等を行い、紛争に係る事実関係を明確にした上で都道府県労働局長が紛争調整委員会にあっせんを委任するか否かを決定します。

(注2) あっせん開始の通知を受けた被申請人が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんを実施せず、打ち切ることになります。